

奈良市告示第(68)号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

1 受託者・徴収事務

| 受託者 | 徴収事務 |
|--|--|
| 奈良市大安寺三丁目 10 番 21 号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳 | し尿の収集運搬に係る一般廃棄物処理 手数料 (月ヶ瀬・都祁を除く地域に限る) |

2 委託の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

奈良市告示第 169 号

固定資産課税台帳に登録すべき平成31年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により公示します。

平成31年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に基づく、地域生活支援事業の実施に要する費用の額に関する基準(平成25年奈良市告示第178号)の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から適用します。

平成31年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 日常生活用具給付事業の部分の表中

「

| | |
|-------------|----------|
| 視覚障害者用拡大読書器 | 198,000円 |
|-------------|----------|

」を

「

| | |
|-----------|----------|
| 視覚障害者用読書器 | 198,000円 |
|-----------|----------|

」に改め、

「

| | |
|----------|----------|
| 人工内耳体外装置 | 200,000円 |
|----------|----------|

」及び

「

| | |
|--------|---------|
| 人工内耳電池 | 30,000円 |
|--------|---------|

」を加える。

奈良市告示第 171 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり
収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年4月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1. 受託者・収納事務

| 受託者 | 収納事務 |
|---------------------------------|---|
| 東京都千代田区一番町25番地 地方公共団情報システム機構 | 戸籍謄抄本交付手数料 戸籍の附票の写し交付手数料 住民票の写し交付手数料 印鑑登録証明書交付手数料 課税（非課税）証明書交付手数料 |

2. 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

奈良市告示第 17 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第 6
9 条第 1 号の規定に基づき告示します。

平成 31 年 4 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

| 指定年月日 | 医療機関名 | 所在地 | 開設者氏名 |
|--------------------|-------|---------------------------------|---------------------------------------|
| 平成 31 年 4 月 1 日 | 学園前薬局 | 奈良市学園北二丁目 1-5 ローレルコート学園前 1 階 | Synergy Management 株式会社 代表取締役 上 佳宏 |

奈良市告示第 113 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師の辞退につき、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62 年奈良市規則第 29 号）第 3 条の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 1 日

奈良市長 仲川元庸

| 医師の氏名 | 医療機関の名称 | 医療機関の所在地 | 診療科目 (障害種別) | 辞退年月日 |
|-------|-------------------|---------------|-----------------|---------------------|
| 三井 宜夫 | 宗教法人大倭大本宮 大倭病院 | 奈良市大倭町 5-5 | 整形外科 (肢体不自由) | 平成 31 年 3 月 31 日 |

奈良市告示第174号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成31年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成31年 4月 1日

奈良市長 仲川元庸

平成31年度

奈良市一般廃棄物処理実施計画

目次

| | ページ番号 |
|---------------------------------|-------|
| 1 総則 | 1 |
| (1) 実施計画の目的 | 1 |
| (2) 実施計画の期間 | 1 |
| (3) 実施計画の区域 | 1 |
| 2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況 | 2 |
| (1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標 | 2 |
| (2) 進捗状況 | 2 |
| 3 一般廃棄物処理実施計画 | 3 |
| (1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体 | 3 |
| (2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可 | 6 |
| (3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策 | 7 |
| (4) 収集運搬計画 | 10 |
| (5) 中間処理・再生利用計画 | 13 |
| (6) 最終処分計画 | 21 |
| 4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画 | 22 |
| (1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体 | 22 |
| (2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可 | 22 |
| (3) 市民等に対する広報・啓発活動 | 23 |
| (4) 収集運搬計画 | 23 |
| (5) 中間処理計画 | 23 |

1 総則

(1) 実施計画の目的

奈良市一般廃棄物処理基本計画及び奈良市生活排水処理基本計画を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、平成31年度における施策等をこの実施計画において定める。

(2) 実施計画の期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日

(3) 実施計画の区域

奈良市全域

2 一般廃棄物処理基本計画の進捗状況

(1) 一般廃棄物処理基本計画における数値目標

奈良市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月策定）で定める平成32年度（最終目標年度）の数値目標は次のとおり。

ごみ搬入量のピーク時（平成10年度）に比べて、平成32年度までに

- ごみ搬入量を約1/3減らします
- 焚却処理量を約1/3減らします
- 最終処分量を約1/2減らします
- 再生利用率を22%にします

(2) 進捗状況

| | 基準年度 平成10年度 (実績) | 直近年度 | | 本計画 平成31年度 (推計値) | 最終目標 平成32年度 (目標値) |
|---------------------------------|------------------------|----------------|-----------------|------------------------|-------------------------|
| | | 平成29年度 (実績) | 平成30年度 (見込み) | | |
| 人口 | 365,911人 | 358,155人 | 356,600人 | 355,000人 | 350,000人 |
| ごみ搬入量 | 140,996t | 90,615t | 87,420t | 86,658t | 87,467t |
| 平成10年度比 | 100% | 64% | 62% | 61% | 62% |
| 1人1日当たり | 1,055g | 691g | 670g | 669g | 684g |
| ご み 搬 入 量 内 訳 | 家庭系ごみ | 86,012t | 56,472t | 56,320t | 53,361t |
| | 平成10年度比 | 100% | 66% | 65% | 62% |
| | 1人1日当たり | 644g | 431g | 432g | 412g |
| | 事業系ごみ | 54,984t | 34,143t | 31,100t | 33,297t |
| | 平成10年度比 | 100% | 62% | 57% | 61% |
| 1人1日当たり | 411g | 260g | 238g | 257g | 268g |
| 焼却処理量 | 127,682t | 85,582t | 82,104t | 81,478t | 81,711t |
| 平成10年度比 | 100% | 67% | 64% | 64% | 64% |
| 1人1日当たり | 956g | 653g | 629g | 629g | 639g |
| 最終処分量 | 31,475t | 13,949t | 13,614t | 13,356t | 15,275t |
| 平成10年度比 | 100% | 44% | 43% | 42% | 49% |
| 1人1日当たり | 236g | 106g | 104g | 103g | 120g |
| 再生利用率 | 16% | 20% | 20% | 21% | 22% |

※平成30年度及び平成31年度の人口は、それぞれの年度末の推計値。その他は各年度末の人口。

※ごみ搬入量には、再生資源搬入量を含まない。

※再生利用率は、（市による直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量）／（市へのごみ搬入量（発生抑制後）及び再生資源搬入量+集団資源回収量）。

・平成29年度実績においては、平成10年度と比較して、全体のごみ搬入量が36%（家庭系ごみが34%、事業系ごみが38%）、焼却量が33%、最終処分量が56%減少している。

・事業系ごみについては平成26年度から搬入事業者に対する監視態勢を強化したため、不適正な搬入が抑制され、大幅な減量に成功している。

・事業系ごみについては、最終目標である平成32年度の目標値が34,290tであるが、平成29年度の実績値が34,143tであり、目標を達成している。

3 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の処理方法及びその主体

ア 家庭から排出される一般廃棄物 ※注1

| 分別の区分及び該当物 | 収集運搬方法 ※注2 | 中間処理方法 | 最終処分方法 |
|--|-------------------------------|---|--|
| 燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等 | 週2回収集 (直営・委託) | 破碎可燃物もあわせて焼却し、焼却灰、ばいじん処理物、非鉄類に選別 (直営) | 焼却灰は埋立 (直営) ばいじん処理物、非鉄類は埋立 (委託) |
| 燃やせないごみ ガラス類、陶器類、金属類、プラスチック製品等 | 概ね月2回収集 (直営・委託) | 破碎後、破碎可燃物、破碎スクランプ、その他不燃物に選別し、破碎可燃物は焼却 (直営) | 破碎スクランプは再生利用 (有価物として売却) その他不燃物は埋立 (直営) |
| 大型ごみ 45Lのごみ袋に入らない家電製品、家具、寝具等 | 電話等申込により収集 ※注3 (直営・委託) | 草木類、土砂類、不法投棄物に選別 (委託) | 草木類は専門処理業者で再生利用 (委託) 土砂類、不法投棄物は埋立 (直営) |
| 埋立ごみ 町内清掃等により排出される草木類、土砂類、不法投棄物等 | 自治会等からの申込により収集 (直営・委託) | 草木類、土砂類、不法投棄物に選別 (委託) | 草木類は専門処理業者で再生利用 (委託) 土砂類、不法投棄物は埋立 (直営) |
| 有害ごみ 蛍光管・乾電池等の水銀含有物 | 大型ごみ収集の際に収集 (直営・委託) | 専用容器に保管 (直営) | 専門処理業者で再生利用 (委託) |
| プラスチック製容器包装 プラスチック製の容器及び包装 ※注4 | 週1回収集 (直営・委託) | 選別し、梱包 (委託) | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託) |
| ガラスびん 無色・茶色・その他の色の飲料、食品等のガラス製容器 ※注4 | 概ね月1回収集 (直営・委託) | 選別し、保管 (直営) | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託) |
| ペットボトル 飲料、しょうゆ等のペットボトル ※注4 | 概ね月1回収集 (直営・委託) | 選別し、圧縮 (委託) | 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第21条に基づく指定法人(以下「指定法人」という。)から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託) |
| 飲料用紙パック 飲料用の内側が白色で500ml以上の紙製容器 ※注4 | 又は 公共施設で拠点回収 | 選別し、保管 (直営) | 再生利用 (有価物として売却) |
| 空き缶 飲料、食品等のアルミ、スチール製容器 ※注4 | 公共施設で拠点回収 | 選別し、圧縮 (委託) | 指定法人から委託された再商品化事業者で再生利用 (委託) |
| 発泡スチロール製食品トレイ 白色、有色の発泡スチロール製食品用トレイ ※注4 | 公共施設で拠点回収 | 保管 (委託) | 再生利用 (委託) |
| 古紙類・古布類 新聞紙、雑誌、ダンボール、古着類 | 公共施設及び民間施設で拠点回収 | 選別し、保管 (委託) | 専門処理業者で再生利用 (委託) |
| 使用済小型家電 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等 | 公共施設及び民間施設で拠点回収 | 選別し、保管 (委託) | 専門処理業者で再生利用 (委託) |
| 廃陶磁器類 リユースできない陶磁器製食器類 | イベント回収 | 破碎処理 (委託) | 専門処理業者で再生利用 (委託) |

※注1 市民自ら処理する場合及び市民の意向で許可業者に依頼する場合を除く。

※注2 直営・委託の区別は、収集区域により定める。

※注3 1回の申込につき、6点まで排出可能で、申込んだ日の2か月後から再度、申し込める。

※注4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第2項に規定する特定容器に限る。

イ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物 ※注

| 分別の区分及び該当物 | 収集運搬方法 | 中間処理方法 | 最終処分方法 |
|------------------------------|----------------|--------------------------------|--------|
| 燃やせるごみ 生ごみ、再生できない紙くず、木くず等 | 随時収集 (許可業者) | 家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理 | |
| 燃やせないごみ 木製家具等 | | | |
| 生ごみ 市立学校、保育園給食等の残さ | 随時収集 (直営) | し尿、浄化槽汚泥と混合して堆肥化し、再生利用 (直営) | |
| 公園ごみ 落ち葉、剪定枝等 | 随時収集 (委託) | 家庭から排出される一般廃棄物と同様に処理 | |

※注 事業者自ら処理する場合を除く。

ウ 動物の死体 ※注

| 該当物 | 収集運搬方法 | 中間処理方法 | 最終処分方法 |
|-------------------------|--------------------|--------------|--------|
| 動物の死体 飼犬、飼猫、野生動物等の死体 | 電話等申込により収集 (直営) | 燃やせるごみと同様に処理 | |

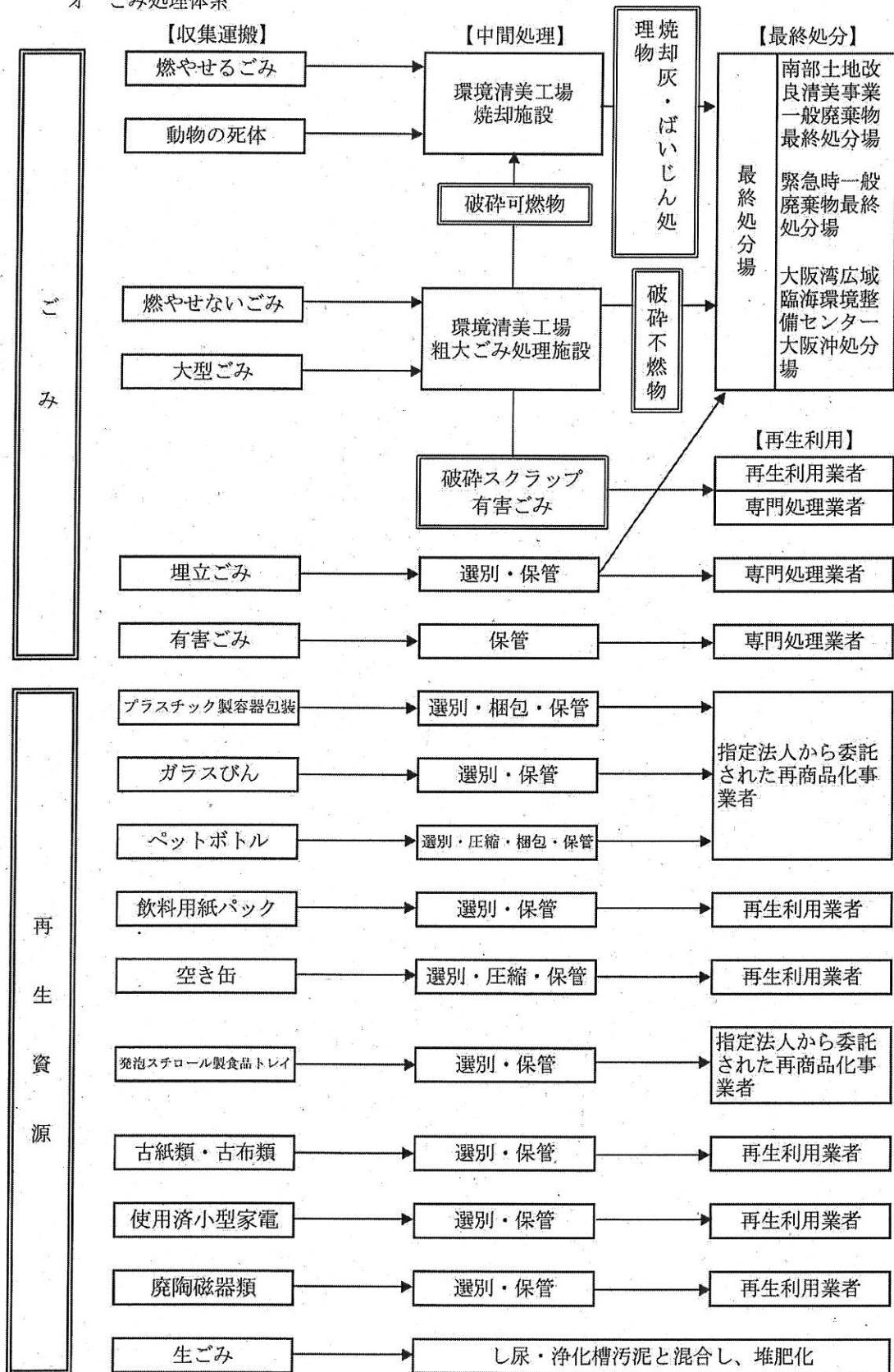
※注 排出者自ら処理する場合を除く。

エ 市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第11条第2項の規定に基づき、市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物として、以下のものを指定する。

- 紙くず
- 木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く)
- 繊維くず

才 ごみ処理体系



※注 中間処理の選別において生じた残さは、その性状に応じて、焼却、破碎、直接埋立の処理をする。

※注 使用済小型家電・廃陶磁器類については、ボックス回収・イベント回収したものに限る。

※注 生ごみは、市内の保育園・幼稚園・小学校から発生する給食の残さに限る。

(2) 一般廃棄物処理業・処理施設設置の許可

ア 許可指針

一般廃棄物処理業の許可については、平成21年4月1日に策定した一般廃棄物の処理業の許可指針に基づくものとする。また、一般廃棄物処理施設設置の許可は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に基づくものとする。

イ 許可件数（平成31年3月1日現在）

(ア) 収集運搬業

| 処理する廃棄物の種類 | 件数 |
|-------------------------|----|
| 浄化槽汚泥、特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物 | 38 |
| 剪定枝木、草、木くず限定 | 3 |
| 剪定枝木、草限定 | 6 |
| 実験動物の死体限定 | 1 |
| 食品廃棄物限定 | 3 |

(イ) 処分業

| 処理する廃棄物の種類 | 件数 |
|---|----|
| 剪定枝木、草、木くず限定 | 3 |
| 剪定枝木、草限定 | 1 |
| びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、繊維くず限定 | 1 |
| 木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定 | 1 |
| 木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類限定 | 2 |

(ウ) 処理施設

| 処理する廃棄物の種類 | 件数 |
|--|----|
| プラスチック製容器包装及びその残さ（廃プラスチック、ガラスくず、紙くず、金属くず、動植物性残さ、焼却灰、木くず、ゴムくず等） | 1 |

(3) ごみの発生抑制、再生利用及び適正処理に関する施策

| 区分 | 取組 | 具体的な内容 |
|------------------------|-----------------------------|--|
| 循環型社会の形成を促す情報交流・学習の推進等 | インターネット、広報紙による情報発信 | 市ホームページ等のインターネットやSNSを活用し、ごみ処理の現状、ごみの減量、ごみの出し方等の情報を発信する。 |
| | ごみ・再生資源の分け方と出し方 奈良市のごみ事典 | ごみと再生資源の分け方と出し方を記載したパンフレット及び冊子を主に市外からの転入者に対し、配布する。 |
| | ごみカレンダー | ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。 |
| | 奈良市ごみ分別アプリ | ごみについて関心の低い若年層を主な対象として、ごみの適正排出の促進を図るため、スマートフォン向けアプリを配信する。 |
| | ごみ減量キャラバン | ごみ減量に取り組んでいる市民団体が講師となり、組成分析等のデータを基にして、雑がみの判別、生ごみの水切り等の日常生活における工夫によるごみ減量を促進するための学習会を公民館での講座や、自治会、PTAを対象として実施する。 |
| | 環境学習の見直し | 奈良市のごみ処理の状況及びごみ減量に関する新たな視聴教材やプログラムを作成し、環境教育の充実を図る。 市立小学校4年生のクラスに教材としてダンボールコンポストのキットを配布し、その仕組みを学んでもらう。 |
| | 家庭ごみ分別・減量説明会 | 市民からの要望に応じ、市民の用意する会場に職員・市民団体の講師が出向き、説明会を実施する。 |
| | 啓発用ビデオの貸し出し | ごみ減量を啓発する内容のビデオを見学会、学習会等で活用し、その他市民からの申し出により貸し出しをする。 |
| | ごみ減量・リサイクル推進啓発作品の募集 | ごみ問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発作品を募集し、優秀作品を表彰する。 |
| ごみ減量・資源循環を進める社会システムづくり | 家庭ごみ有料化実施の検討 | 他都市情報等の収集を行うとともに、有料化の方法や減免措置等を含めて、実施に向けた制度設計を行う。 |
| | ごみ処理（搬入）手数料の見直し | 環境清美工場へのごみ搬入手数料の改定を行う（平成31年10月実施）。これを契機として事業所に対しごみの適正処理及び減量の取り組みを進めてもらう。 |
| | リユース交換会 | 靴、かばん、ぬいぐるみ等を市民に持ち寄ってもらうリユース交換会をイベント等で実施する。 |
| | 学習用教材の制作 | 「もったいない」の心を持ち、自主的にごみ減量の行動を実践できる子ども達を育成するため、ごみに関する学習用教材を制作する。 |
| | 陶磁器製食器類リユース・リサイクル事業 | ごみ減量及び資源の有効利用を目的とした陶磁器のリユース・リサイクル事業を奈良市内各所で実施する。 |
| 地域での資源循環の推進 | ごみ分別用啓発ステッカー | 再生資源が混じる等、分別が不適切なごみに対し、ステッカーを貼り、啓発を行う。 |
| | 再生資源分別収集 | 再生資源として、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶を収集する。 |

| 区分 | 取組 | 具体的な内容 |
|-------------------|----------------------------|---|
| 地域での資源循環の推進 | 公共施設等での再生資源の回収 | 市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶、発泡スチロール製食品トレイ、家庭用インクカートリッジの拠点回収を実施する。 |
| | 古紙回収協力業者との提携 | 地域での雑がみ回収の促進に向け、市内で活動する古紙回収業者と協力関係を結び、集団資源回収の拡大を進める。 |
| | 古紙類・古布類の回収 | 自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。 |
| | 資源回収作業所での家具等の再利用 | 環境清美センター内の資源回収作業所で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再利用する。 |
| | 破碎スクラップ回収 | 破碎された不燃性のごみから鉄・アルミ等を選別し、再生利用業者に売却する。 |
| | 有害ごみ回収 | 回収した乾電池、蛍光灯等の有害ごみを専門処理業者に委託し、再生利用する。 |
| | 再生資源店頭回収小売店等の情報提供 | 再生資源の店頭回収を行っている小売店等の情報を集約し、市ホームページ等に掲載する。 |
| | 使用済小型家電リサイクル | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、使用済小型家電の拠点回収を行い、リサイクルを実施する。 |
| 事業所での資源循環の推進 | 事業者向けごみ適正処理説明会 | 大規模事業者へ対し、廃棄物の減量及び適正処理等の説明会を年に1回、実施する。 |
| | 大規模事業所への指導 | 事業系一般廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者を通じ、自主的にごみの減量が促進されるよう指導する。 |
| | E—changes | 民間事業者の模範となるように、市役所等の公共施設でごみ減量と分別排出を徹底する。 |
| 有機性廃棄物の資源循環の推進 | 草木類の再生利用 | 町内清掃により排出された草木類をチップ化し、再生利用する。また、生産されたチップはイベント等で市民に無償で配布する。また、更なる再生利用促進に向けた方法を検討する。 |
| | 汚泥発酵肥料（畑楽）の製作 | 衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を市立小学校、保育園給食等の生ごみと混合し、汚泥発酵肥料（畑楽）を作成する。製作した堆肥は市民に無償で配布する。 |
| | 生ごみ処理機器購入助成 | 家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）、電気式生ごみ処理機及びダンボールコンポスト容器の購入者に対し、購入額の1/2(最大3万円)を助成する。 |
| 循環型社会に対応した収集作業の推進 | ごみの収集区分の見直し | 市民の要請や法制度の変更等により、必要があればごみの収集区分を見直す。 |
| | 一般廃棄物処理業者に対する許可基準及び許可指針の適用 | 収集・運搬について許可を受ける一般廃棄物処理業者数は市内で排出されるごみ量に対して適正であり、指導・監視の徹底を図るため、新規許可を見合わせる。 |
| 不適正排出の防止 | 家庭で発生する排出禁止物の適正な排出先の確保 | 排出先を確保しにくい排出禁止物について、全国都市清掃会議等を通じ、国や産業界に適正な引き取りシステムの構築を要望する。 |

| 区分 | 取組 | 具体的な内容 |
|--------------------------|--------------------------|--|
| 不適正排出の防止 | 搬入管理の強化 | 奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努め、自走式コンベアごみ投入検査機を活用しごみ搬入車の積載物の展開検査を随時行うとともに、不適切なごみを搬入した許可業者に対し、指導等を行う。 |
| | 事業系ごみの出し方に関するルールの徹底 | 奈良市内の事業所へ事業系ごみの適正排出に関する啓発を行い、処理に関するルールの徹底を図る。 |
| | 野外焼却や不法投棄等の防止 | 市民、事業者への啓発活動を充実し、野外焼却や不法投棄等の防止を図る。 また、不法投棄の重点監視地域を設定し、パトロールや監視センサーの設置等を行う。 |
| 既存施設における適正処理の推進 | 適正な運転管理の継続と運転データ等の公表 | 環境清美工場、最終処分場において、適正な運転管理を継続し、運転データ等を公表する。 |
| 循環型社会に対応した施設の整備 | ごみ焼却施設の移転 | 「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会」の議論を踏まえたごみ焼却施設の移転建設を推進する。 |
| 最終処分場の確保 | 最終処分量の削減による既存最終処分場の延命 | ごみ減量及び中間処理により、最終処分量を削減し、既存最終処分場の延命を図るとともにフェニックス最終処分場への計画的な搬入を進め、市の最終処分場を効率的に活用する。 |
| 災害時の廃棄物処理 | 災害時の廃棄物処理への対応 | 災害発生時に迅速に対応することができるよう、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、府内体制を整備する。 |
| ごみ減量・資源循環のための組織づくりと連携の強化 | ごみ懇談会との協働 | ごみ減量などを考え、行動するための市民団体であるごみ懇談会と協働し、ごみ減量キャラバン等を実施する。 |
| | ごみ減量・循環型社会形成を推進する地域組織の整備 | 地域におけるごみ減量の中心的役割を担う廃棄物減量等推進員制度の創設を図るため、調査・研究をする。 |
| | ならクリーンフェスティバル（仮称）の開催 | 市民、NPO等と協働し、市民参加型のイベントとして、10月頃にならクリーンフェスティバル（仮称）を開催する。 |

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

(平成31年度推計値)

| 種類 | 市収集 | ※注 | 許可業者収集 | 直接搬入 | 合 計 |
|-------|---------|----------|----------|---------|----------|
| 家庭系 | 燃やせるごみ | 40,993 t | - | 2,975 t | 43,968 t |
| | 燃やせないごみ | 2,969 t | - | 2,388 t | 5,357 t |
| | 大型ごみ | 2,095 t | - | - | 2,095 t |
| | 埋立ごみ | 1,924 t | - | - | 1,924 t |
| | 有害ごみ | 17 t | - | - | 17 t |
| | 再生資源 | 5,558 t | - | 1,219 t | 6,777 t |
| 小 計 | | 53,556 t | - | 6,582 t | 60,138 t |
| 事業系 | 燃やせるごみ | 0 t | 31,486 t | 1,574 t | 33,060 t |
| | 燃やせないごみ | 0 t | 223 t | 14 t | 237 t |
| | 生ごみ | 143 t | - | - | 143 t |
| | 小 計 | 143 t | 31,709 t | 1,588 t | 33,440 t |
| 合 計 | | 53,699 t | 31,709 t | 8,169 t | 93,578 t |
| 動物の死体 | | 1,595 体 | - | - | 1,595 体 |

※注 市収集とは、市の直営又は市からの委託による収集

イ 収集運搬に係る施設 ※注

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) ごみ収集基地

| | |
|------------|--|
| 名 称 | 環境清美センター事務厚生棟 |
| 所 在 地 | 奈良市左京五丁目2番地 |
| 収 集 区 域 | 委託収集区域を除く奈良市全城 |
| 処理する廃棄物の種類 | 燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、生ごみ（事業系）、動物の死体 |

(イ) 再生資源収集基地

| | |
|------------|--------------------------|
| 名 称 | リサイクル推進課分室 |
| 所 在 地 | 奈良市大安寺西二丁目281番地 |
| 収 集 区 域 | 委託収集区域を除く奈良市全城 |
| 処理する廃棄物の種類 | ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶 |

(ウ) 委託業者収集基地

| | |
|------------|---|
| 名 称 | 株式会社奈良市清美公社 |
| 所 在 地 | 奈良市大安寺西三丁目10番21号 |
| 収 集 区 域 | 市長が別に定める区域 |
| 処理する廃棄物の種類 | 燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ、有害ごみ、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、飲料用紙パック、空き缶 |

ウ 家庭から排出される一般廃棄物の収集方法

下記のとおり、家庭から排出される一般廃棄物を収集する。

また、収集する日時については市長が別に定める。

なお、ステーション収集を行う種類のごみで、ステーション収集未実施の地区に対しては、ステーション収集の推進を図る。また、小規模ステーションの統合を図る。

| 種類 | 収集方式 | 排出方法 |
|---------------|---------------------------|--|
| 燃やせるごみ | 原則ステーション収集とする。 | 450以下の透明又は半透明の袋に入れ、排出する。 |
| 燃やせないごみ | | |
| 大型ごみ | 戸別収集とする。 | 450以下の透明又は半透明の袋に入れ、出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「不用品」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。 |
| 埋立ごみ | 自治会等の申込者の指定する集積場からの収集とする。 | 排出物の性状に合わせ、市長の指示に従い、排出する。 |
| 有害ごみ | 戸別収集とする。 | 450以下の透明又は半透明の袋に入れ、出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。また、いずれの場合も、排出物に「有害ごみ」と「排出者の氏名」を記入した紙を貼る。 |
| プラスチック製容器包装 | 原則ステーション収集とする。 | 洗浄し、450以下の透明又は半透明の袋に入れ、二重袋にせずに排出する。 |
| ガラスびん | ステーション収集とする。 | 洗浄し、無色・茶色・その他の色に分別し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。 |
| ペットボトル | ステーション収集、又は拠点回収とする。 | 洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。 |
| 飲料用紙パック | ステーション収集、又は拠点回収とする。 | 洗浄し、市が配布するコンテナに入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。 |
| 空き缶 | ステーション収集、又は拠点回収とする。 | 洗浄し、市が配布する網袋に入れ、排出する。又は拠点に設置された回収箱に排出する。 |
| 発泡スチロール製食品トレイ | 拠点回収とする。 | 洗浄し、拠点に設置された回収箱に排出する。 |
| 古紙類・古布類 | 拠点回収（環境清美センター内資源回収場）とする。 | 拠点に設置された回収場所に排出する。 |
| 使用済小型家電 | 拠点回収とする。 | 拠点に設置された回収ボックスに排出する。 |
| 廃陶磁器類 | イベント回収とする。 | イベント等において排出する。 |

エ 事業活動に伴って排出される一般廃棄物の収集方法

| 種類 | 収集方式 | 排出方法 |
|---------|------------------|--|
| 燃やせるごみ | 排出者と許可業者との契約による。 | 透明又は半透明の袋に入れ、出し、袋での排出が適さないものは、市長の指示に従い、排出する。 |
| 燃やせないごみ | | |
| 生ごみ | 個別に収集する。 | 市長の指示に従い、排出する。 |
| 公園ごみ | | |

※注 生ごみは、市内の保育園・幼稚園・小学校から発生する給食の残さに限る。

オ 市が収集しない一般廃棄物の処理方法

| 区分 | 品目の例示 | 処理方法 |
|--|---|--|
| 一時多量ごみ | 引越し、死去等により、一時的に多量に発生するごみ | 市の施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する。 |
| 特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物 | ①ユニット形エアコンディショナー ②テレビジョン受信機のうち、ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式のもの ③電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 ④電気洗濯機及び衣類乾燥機 | 購入した小売店がわかる場合、又は買い換えの場合は、販売した小売業者に引き取り義務があるため、そこに引取りを依頼する。それ以外の義務外品は、自ら指定引き取り場所又は環境清美センター廃棄物対策課へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図る。 |
| 奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第1に規定する搬入禁止物 | ①有害な物 薬品、農薬、劇薬、ニカド・リチウム・ボタン電池等 ②危険性のある物 自動車用バッテリー、消火器、LPGガスボンベ、ドラム缶等 ③引火性のある物 ガソリン、灯油、プロパンガス等 ④特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物等 ⑤その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生ずる物 農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、バイオ（オートバイ）、タイヤ、タイヤホイール、スプリング入りマットレス等 ⑥設置又は撤去の際に専門業者の資格や技術が必要な物 流し台、ビルトインコンロ、洗面化粧台、便器、浴槽、風呂釜、給湯器、扉、瓦、門扉、フェンス等 ⑦資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品 パソコン等 | 排出者自ら処理する。または、販売店・メーカー・処理業者に引取、資源化を依頼する。 |
| 奈良市環境清美センター搬入管理要領別表第2に規定する搬入条件を満たさないもの | | 搬入条件を満たして排出する。 |

(5) 中間処理・再生利用計画

ア 再生利用量 ※注

| 種類 | | 再生利用量 |
|--------------------|---------------|----------|
| 再生資源搬入 | プラスチック製容器包装 | 3,200 t |
| | ガラスびん | 1,776 t |
| | ペットボトル | 442 t |
| | 飲料用紙パック | 70 t |
| | 空き缶 | 465 t |
| | 発泡スチロール製食品トレイ | 1 t |
| | 古紙類・古布類 | 796 t |
| | 使用済小型家電 | 8 t |
| | 廃陶磁器類 | 19 t |
| | 生ごみ | 143 t |
| 小計 | | 6,920 t |
| 破碎スクラップ回収 | | 1,135 t |
| 有害ごみ回収 | | 25 t |
| 草木(剪定・枝木)チップ化等再生利用 | | 1,000 t |
| 集団資源回収 | | 13,872 t |
| 合計 | | 22,952 t |

※注 市内で発生する廃棄物の再生利用として、上記の他に各家庭での生ごみ堆肥化容器及び処理機によるもの、古紙類・古布類の民間拠点回収、販売店による店頭回収、その他事業所による自主的な再生利用等があるが、これらの数値は含めていない。

イ 中間処理・再生利用に係る施設 ※注

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を処理する。

※注 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づく一般廃棄物処理施設以外の施設も含む。

(ア) 直営のごみ処理施設

a 焼却処理施設

| | | |
|------------|--|----------|
| 名 称 | 環境清美センターごみ焼却施設 | |
| 所 在 地 | 奈良市左京五丁目2番地 | |
| 処 理 方 法 | 全連続燃焼式 | |
| 処 理 能 力 | 480t / 24h (120t / 24h × 4基) | |
| 操 業 形 態 | 直営 | |
| 処理する廃棄物の種類 | 燃やせるごみ（再生資源選別残さを含む）、破碎可燃物、動物の死体 | |
| 処 理 量 | 燃やせるごみ | 77,028 t |
| | 破碎可燃物 | 4,450 t |
| | 合計 | 81,478 t |
| | 動物の死体 | 1,595 体 |
| 残 さ 量 | 焼却灰 | 6,233 t |
| | ばいじん処理物 | 2,130 t |
| | 焼却灰（非鉄） | 1,970 t |
| | 合計 | 10,333 t |
| 処 分 先 | 焼却灰：南部土地改良清美事業（第二工区）一般廃棄物最終処分場 | |
| | ばいじん処理物：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 焼却灰（非鉄）：大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場 | |

b 破碎処理施設

| | | |
|------------|---|---------|
| 名 称 | 環境清美センター粗大ごみ処理施設 | |
| 所 在 地 | 奈良市左京五丁目2番地 | |
| 処 理 方 法 | 横軸スイングハンマー式 | |
| 処 理 能 力 | 100 t / 5h | |
| 操 業 形 態 | 直営 | |
| 処理する廃棄物の種類 | 燃やせないごみ（再生資源選別残さを含む）、大型ごみ、有害ごみ ※注 | |
| 処理量 ※注 | 燃やせないごみ | 5,594 t |
| | 大型ごみ | 2,095 t |
| | 有害ごみ | 17 t |
| | 合計 | 7,706 t |
| 残 さ 量 | 破碎可燃物 | 4,450 t |
| | 破碎不燃物 | 2,099 t |
| | 破碎スクラップ | 1,135 t |
| | 有害ごみ | 22 t |
| | 合計 | 7,706 t |
| 処 分 先 | 破碎可燃物：環境清美センターごみ焼却施設 破碎不燃物：南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 破碎スクラップ：再生利用業者 有害ごみ：専門処理業者 | |

※注 破碎ごみ処理施設内で有害ごみの保管を行っている。

(イ) 直営または委託先の再生利用施設

a 草木類選別施設

| | |
|------------|---|
| 名 称 | 草木類選別施設 |
| 所 在 地 | 奈良市奈良阪町2683番地 |
| 処 理 方 法 | 選別 |
| 操 業 形 態 | 委託 |
| 処理する廃棄物の種類 | 埋立ごみ |
| 処理量 ※注 | 1,000 t |
| 処 分 先 | 草木類：草木（剪定・枝木）資源化施設 土砂類：緊急時一般廃棄物最終処分場 |

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

b 草木（剪定・枝木）資源化施設

| | |
|------------|---|
| 名 称 | 奈良県コンポスト園事業協同組合 |
| 所 在 地 | 奈良市大柳生町2705-2、奈良市横井六丁目621-3、奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1、奈良市南庄町136、奈良鹿野園町131 |
| 処 理 方 法 | チップ化等再生利用 |
| 操 業 形 態 | 委託 |
| 処理する廃棄物の種類 | 草木（剪定・枝木） |
| 処 理 量 | 1,000 t |

c 有害ごみ資源化施設

| | |
|------------|--------------------|
| 名 称 | 野村興産株式会社 |
| 所 在 地 | 北海道北見市留辺蘂町富士見217-1 |
| 処 理 方 法 | 焙焼処理・水銀回収等再生利用 |
| 操 業 形 態 | 委託 |
| 処理する廃棄物の種類 | 乾電池・蛍光灯等 |
| 処 理 量 | 22 t |

d プラスチック製容器包装中間処理施設

| | | |
|------------|--|---------|
| 名 称 | プラスチック製容器包装中間処理施設 | |
| 所 在 地 | 奈良市西九条町五丁目4-3及び4-13地内 | |
| 処 理 方 法 | 選別及び梱包 | |
| 操 業 形 態 | 委託 | |
| 処理する廃棄物の種類 | プラスチック製容器包装及びその選別残さ | |
| 処理量 | プラスチック製容器包装 | 3,200 t |
| | 選別残さ | 800 t |
| | 合計 | 4,000 t |
| 処 分 先 | プラスチック製容器包装：指定法人の定める再商品化事業者施設 選別残さ：環境清美センターごみ焼却施設 | |

e ガラスびん保管施設

| | | |
|------------|---|---------|
| 名 称 | ガラスびん保管施設 | |
| 所 在 地 | 奈良市大安寺西二丁目281番地 | |
| 処 理 方 法 | 選別及び屋外保管 | |
| 面 積 | 48 m ² | |
| 操 業 形 態 | 直営 | |
| 処理する廃棄物の種類 | ガラスびん及びその残さ | |
| 処理量 ※注 | ガラスびん（無色） | 868 t |
| | ガラスびん（茶色） | 470 t |
| | ガラスびん（その他の色） | 438 t |
| | 合計 | 1,776 t |
| 処 分 先 | ガラスびん：指定法人の定める再商品化事業者施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設 | |

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

f ペットボトル資源化施設

| | |
|------------|---|
| 名 称 | ペットボトル圧縮梱包作業所 |
| 所 在 地 | 奈良市大安寺西二丁目281番地 |
| 処 理 方 法 | 選別、圧縮及び梱包 |
| 処 理 能 力 | 0.7t/h (0.3t/h×1基、0.4t/h×1基) |
| 操 業 形 態 | 委託 |
| 処理する廃棄物の種類 | ペットボトル及びその残さ |
| 処 理 量 ※ 注 | 442 t |
| 処 分 先 | ペットボトル：ペットボトル保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設 |

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

g ペットボトル保管施設

| | |
|------------|--------------------|
| 名 称 | ペットボトル保管施設 |
| 所 在 地 | 奈良市大安寺西二丁目281番地 |
| 処 理 方 法 | 屋外保管 |
| 面 積 | 710 m ² |
| 操 業 形 態 | 委託 |
| 処理する廃棄物の種類 | ペットボトル |
| 処 理 量 | 442 t |
| 処 分 先 | 指定法人の定める再商品化事業者施設 |

h 飲料用紙パック保管施設

| | |
|------------|--|
| 名 称 | 飲料用紙パック保管施設 |
| 所 在 地 | 奈良市大安寺西二丁目281番地 |
| 処 理 方 法 | 選別及び屋外保管 |
| 面 積 | 22 m ² |
| 操 業 形 態 | 直営 |
| 処理する廃棄物の種類 | 飲料用紙パック及びその残さ |
| 処 理 量 ※ 注 | 70 t |
| 処 分 先 | 飲料用紙パック：再生利用業者 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設 |

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

i 空き缶資源化施設

| | | |
|------------|---|-------|
| 名 称 | 空き缶選別作業所 | |
| 所 在 地 | 奈良市大安寺西二丁目281番地 | |
| 処理方法 | 機械選別及び圧縮 | |
| 処理能力 | 1.33t/h (0.63t/h, 0.7t/h) | |
| 操業形態 | 委託 | |
| 処理する廃棄物の種類 | 空き缶及びその残さ | |
| 処理量 ※注 | アルミ缶 | 215 t |
| | スチール缶 | 250 t |
| | 合計 | 465 t |
| 処分先 | 空き缶：空き缶保管施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 不燃物残さ：環境清美センター粗大ごみ処理施設 | |

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

j 空き缶保管施設

| | | |
|------------|--------------------|-------|
| 名 称 | 空き缶保管施設 | |
| 所 在 地 | 奈良市大安寺西二丁目281番地 | |
| 処理方法 | 屋外保管 | |
| 面 積 | 460 m ² | |
| 操業形態 | 委託 | |
| 処理する廃棄物の種類 | 空き缶 | |
| 処理量 | アルミ缶 | 215 t |
| | スチール缶 | 250 t |
| | 合計 | 465 t |
| 処分先 | 再生利用業者 | |

k 発泡スチロール製食品トレイ保管施設

| | | |
|------------|--|--|
| 名 称 | 発泡スチロール製食品トレイ保管施設 | |
| 所 在 地 | 奈良市大安寺西二丁目281番地 | |
| 処理方法 | 選別及び屋内保管 | |
| 面 積 | 50 m ² | |
| 操業形態 | 委託 | |
| 処理する廃棄物の種類 | 発泡スチロール製食品トレイ及びその残さ | |
| 処理量 ※注 | 1 t | |
| 処分先 | 白色発泡スチロール製食品トレイ：指定法人の定める再商品化事業者施設 有色発泡スチロール製食品トレイ：プラスチック製容器包装中間処理施設 可燃物残さ：環境清美センターごみ焼却施設 | |

※注 選別過程で生じる残さ量は個別に計量していないため、計画量に含めない。

1 古紙類・古布類保管施設

| | | |
|------------|-------------------|-------|
| 名 称 | 古紙類・古布類保管施設 | |
| 所 在 地 | 奈良市左京五丁目2番地 | |
| 処 理 方 法 | 屋外保管 | |
| 面 積 | 50 m ² | |
| 操 業 形 態 | 委託 | |
| 処理する廃棄物の種類 | 新聞、雑誌、ダンボール、古布類 | |
| 処 理 量 | 新聞 | 115 t |
| | 雑誌 | 256 t |
| | ダンボール | 273 t |
| | 古布類 | 152 t |
| | 合計 | 796 t |
| 処 分 先 | 再生利用業者 | |

m 使用済小型家電資源化施設

| | | |
|------------|----------------------------------|--|
| 名 称 | 大栄環境株式会社三木リサイクルセンター | |
| 所 在 地 | 兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132番地8 | |
| 処 理 方 法 | 選別・保管後、再生利用 | |
| 操 業 形 態 | 委託 | |
| 処理する廃棄物の種類 | 携帯電話、カメラ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、ゲーム機等 | |
| 処 理 量 | 8 t | |

n 廃陶磁器類資源化施設

| | | |
|------------|-------------------------|--|
| 名 称 | 藤野興業株式会社資源リサイクルセンター森屋工場 | |
| 所 在 地 | 大阪府南河内郡千早赤阪村大字森屋 630-1 | |
| 処 理 方 法 | 破碎処理後、再生利用 | |
| 操 業 形 態 | 委託 | |
| 処理する廃棄物の種類 | 廃陶磁器製食器類 | |
| 処 理 量 | 19 t | |

(4) 処分業許可業者の施設

| 名称 | 所在地 | 処理する廃棄物の種類 | 処理能力 |
|---------------|---------------------------|---|------------|
| (株) オギタ | 奈良市大柳生町2705-2 | 剪定枝木、草、木くず | 2t／24h |
| 石庭園グリーンサービス | 奈良市横井六丁目621-3 | 剪定枝木、草 | 2.7t／24h |
| リプロ／ヨシダ | 奈良市山町1009-1・1010-1・1011-1 | 剪定枝木、草、木くず | 2.52t／24h |
| 奈良市エコロジー事業（協） | 奈良市北之庄町23-2 | びん、空缶、ガラス、プラスチック、ペットボトル、紙、金属くず、木くず、繊維くず | 4.8t／24h |
| (有) 丸進商会 | 奈良市北之庄西町一丁目5-2 | 木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類 | 2.58t／24h |
| (有) 日出産業 | 奈良市北之庄西町二丁目6-6 | 木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類 | 34.19t／24h |
| (株) I・T・O | 奈良市南庄町136 | 木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、廃プラスチック類 | 60t／24h |
| E・G・C | 奈良市鹿野園町131 | 剪定枝木、草、木くず | 4.5t／24h |

(6) 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物を最終処分する。

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場(第二工区)

| | | |
|-----------|----------------|-----------------------|
| 所 在 地 | 奈良市米谷町1857番地 他 | |
| 敷 地 面 積 | | 82,920m ² |
| 埋 立 面 積 | | 58,100m ² |
| 埋 立 容 量 | | 747,900m ³ |
| 操 業 形 態 | 直営 | |
| 埋 立 対 象 物 | 焼却灰、破碎不燃物 | |
| 処 分 量 | 焼却灰 | 6,233 t |
| | 破碎不燃物 | 2,099 t |
| | 合計 | 8,332 t |

イ 緊急時一般廃棄物最終処分場

| | | |
|-----------|-----------------|-----------------------|
| 所 在 地 | 奈良市奈良阪町1325番地 他 | |
| 敷 地 面 積 | | 46,611m ² |
| 埋 立 面 積 | | 27,400m ² |
| 埋 立 容 量 | | 264,403m ³ |
| 操 業 形 態 | 直営 | |
| 埋 立 対 象 物 | 土砂類、不法投棄物 | |
| 処 分 量 | | 924 t |

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖処分場

| | | |
|-----------|---|--------------------------|
| 所 在 地 | 大阪市此花区北港緑地地先 | |
| 処 分 場 面 積 | | 95ha |
| 埋 立 容 量 | | 13,975,000m ³ |
| 埋 立 対 象 物 | ばいじん処理物、焼却灰（非鉄） | |
| 処 分 量 | ばいじん処理物 | 2,130 t |
| | 焼却灰（非鉄） | 1,970 t |
| | 合計 | 4,100 t |
| 埋 立 計 画 | 埋立対象物は委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入された後、同センターにより埋立処分される。 | |

4 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）処理実施計画

(1) 生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の処理方法及びその主体

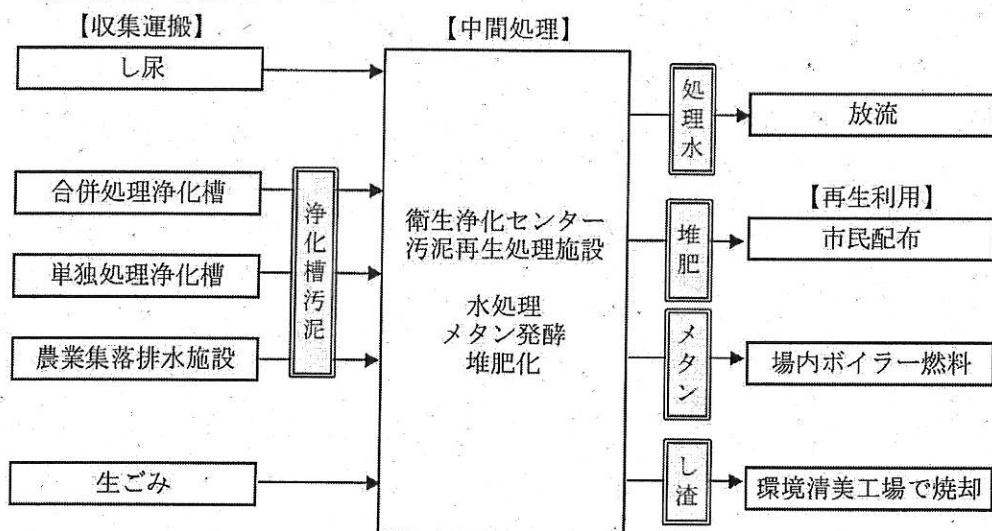
※都祁・月ヶ瀬地域は、奈良市と山添村により構成される一部事務組合である山辺環境衛生組合が処理主体となる。

ア 処理方法及びその主体

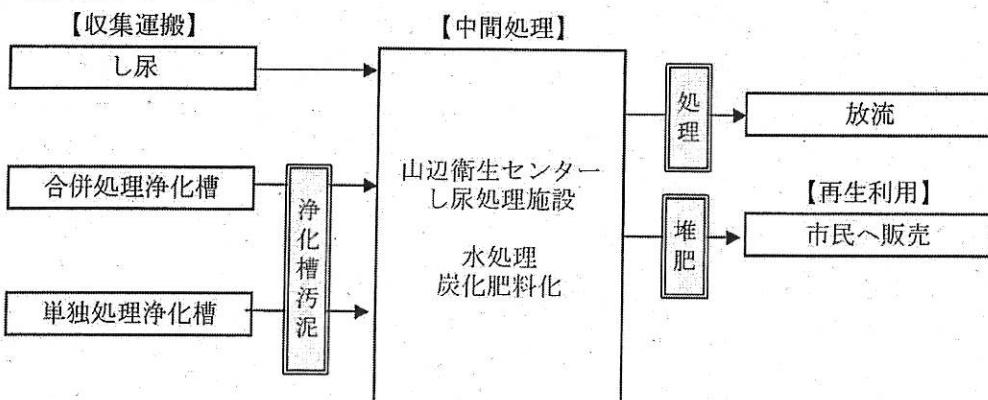
| 該当物 | 収集運搬方法 | 中間処理方法 | 最終処分方法 |
|-------|--------------------------------|---|---|
| し尿 | 概ね月1回収集 (委託) | ○月ヶ瀬・都祁を除く地域 し尿・浄化槽汚泥は膜分離高負荷脱窒素処理方式で処理 (直営) | ○月ヶ瀬・都祁を除く地域 汚泥は、生ごみと混合し、堆肥として再生利用 (直営) |
| 浄化槽汚泥 | 浄化槽清掃業許可業者が清掃にあわせて収集 (許可業者) | ○月ヶ瀬・都祁地域 高負荷脱窒素処理方式 (直営) | ○月ヶ瀬・都祁地域 汚泥は炭化肥料化し、再生利用 (直営) |

イ 処理体系

【奈良市衛生净化センター】



【山辺衛生センター】



(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業・浄化槽清掃業の許可

許可件数（平成31年4月1日現在）

| 種類 | 件数 |
|-----------------------|----|
| 収集運搬業 | 1 |
| 収集運搬業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定） | 4 |
| 浄化槽清掃業 | 1 |
| 浄化槽清掃業（月ヶ瀬・都祁を除く地域限定） | 4 |

(3) 市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業者に啓発する。

(4) 収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域除く）

| 種類 | 平成29年度(実績値) | | 平成31年度(推計値) | |
|-------|-------------|-----------|-------------|-----------|
| | 市収集 | 許可業者収集 | 市収集 | 許可業者収集 |
| し尿 | 3,530 kℓ | 0 kℓ | 3,165 kℓ | 0 kℓ |
| 浄化槽汚泥 | 0 kℓ | 13,044 kℓ | 0 kℓ | 13,385 kℓ |
| 計 | 3,530 kℓ | 13,044 kℓ | 3,165 kℓ | 13,385 kℓ |
| 合計 | | 16,574 kℓ | | 16,550 kℓ |

イ 収集運搬する廃棄物の量（都祁・月ヶ瀬地域）

| 種類 | 平成29年度(実績値) | | 平成31年度(推計値) | |
|-------|-------------|----------|-------------|----------|
| | 組合収集 | 許可業者収集 | 組合収集 | 許可業者収集 |
| し尿 | 561 kℓ | 0 kℓ | 560 kℓ | 0 kℓ |
| 浄化槽汚泥 | 0 kℓ | 4,397 kℓ | 0 kℓ | 4,500 kℓ |
| 計 | 561 kℓ | 4,397 kℓ | 560 kℓ | 4,500 kℓ |
| 合計 | | 4,957 kℓ | | 5,060 kℓ |

(5) 中間処理計画

衛生浄化センター汚泥再生処理施設

| | | |
|------------|--|-----------|
| 所 在 地 | 奈良市大安寺西二丁目281番地 | |
| 処 理 方 法 | 膜分離高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は生ごみと混合して、メタン発酵・堆肥化を行う。 また、残さは環境清美工場で焼却する。 | |
| 処 理 能 力 | し尿、浄化槽汚泥 | 90kℓ／24h |
| | 生ごみ | 3.4t／24h |
| 操 業 形 態 | 直営(ただし、運転管理は委託) | |
| 処理する廃棄物の種類 | し尿、浄化槽汚泥、生ごみ | |
| 処 理 量 | し尿 | 3,165 kℓ |
| | 浄化槽汚泥 | 13,385 kℓ |
| | 合計 | 16,550 kℓ |
| 残 さ 量 | 生ごみ | 0 t |
| | | 13 t |
| 堆 肥 化 量 | | 160 t |
| 残 さ 处 分 先 | 環境清美工場焼却処理施設 | |

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

| | | |
|------------|-----------------------------------|----------|
| 所 在 地 | 山辺郡山添村大字遅瀬2384番地 | |
| 処 理 方 法 | 高負荷脱窒素処理方式により水処理し、汚泥は炭化処理し肥料化を行う。 | |
| 処理能力 | し尿、浄化槽汚泥 | 20kℓ／24h |
| 操 業 形 態 | 一部事務組合 | |
| 処理する廃棄物の種類 | し尿、浄化槽汚泥 | |
| 処理量 | し尿 | 560 kℓ |
| | 浄化槽汚泥 | 4,500 kℓ |
| | 合計 | 5,060 kℓ |
| 堆 肥 化 量 | (山添村で発生の汚泥由来分を含む) | |
| | | 17 t |

※処理残渣は発生せず、汚泥はすべて炭化肥料となる。